

○秋田県警察の車両管理に関する訓令

昭和42年10月 1 日本部訓令第14号

改正

昭和44年10月本部訓令第12号
昭和45年 8 月本部訓令第10号
昭和47年 7 月本部訓令第 9 号
昭和49年 1 月本部訓令第 1 号
昭和52年11月本部訓令第12号
昭和56年12月本部訓令第21号
昭和58年12月本部訓令第 1 号
昭和59年 7 月本部訓令第 9 号
平成 5 年 8 月本部訓令第 8 号
平成 7 年 7 月本部訓令第11号
平成 9 年 3 月本部訓令第 7 号
平成10年12月本部訓令第12号
平成14年12月本部訓令第27号
平成15年 5 月本部訓令第11号
令和 2 年 2 月本部訓令第 2 号
令和 4 年 3 月 4 日本部訓令第 2 号

秋田県警察車両管理規程（昭和29年秋田県警察本部訓令第30号）の全部を改正する訓令を次のように定める。

秋田県警察の車両管理に関する訓令

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 車両管理体制（第 4 条～第 8 条）
- 第 3 章 点検整備（第 9 条～第21条）
- 第 4 章 使用（第22条～第28条）
- 第 5 章 車庫（第29条～第31条）
- 第 6 章 監査（第32条）
- 第 7 章 補則（第33条・第34条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、秋田県警察（以下「県警察」という。）の機動力を確保するため、車両の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この訓令における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- （1） 車両とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第 2 条に規定する自動車及び原動機付自転車であつて、県警察に属するものをいう。
- （2） 管理とは、車両を点検整備し、維持し、及び使用することを総称する。
- （3） 所属長とは、警察本部（以下「本部」という。）の課、所、隊、校及び警察署の長をいう。
- （4） 次長等とは、本部の課、所、隊、校の次長、副所長、副隊長、副校長及び警察署の副署長又は次長をいう。
- （5） 整備管理者とは、道路運送車両法第50条の規定により、所属長が任命した職員をいう。
- （6） 整備管理責任者とは、その所属に配置されている車両の点検整備について総括する職員をいう。

- (7) 車両取扱者とは、秋田県警察の運転者管理に関する訓令（平成5年秋田県警察本部訓令第8号）第5条第1項の認定を受けた者（以下「運転適格者」という。）のうちから任命された職員であつて、車両ごとにその点検整備を担当する職員をいう。
- (8) 車両取扱補助者とは、車両取扱者が不在の場合に代わってその職務を行う職員をいう。
- (9) 運転者等とは、車両取扱者、車両取扱補助者及び運転を命じられた運転適格者をいう。
- (10) 日常点検とは、道路運送車両法第47条の2第1項に規定する点検をいう。
- (11) 定期点検とは、道路運送車両法第48条第1項に規定する車両の点検をいう。
- (12) 随時点検とは、随時に行う車両の点検をいう。
- (13) 車検整備とは、道路運送車両法第62条に規定する検査を受けるための車両の整備をいう。
- (14) 定期点検整備とは、道路運送車両法第48条第2項に規定する車両の整備をいう。
- (15) 随時整備とは、車検整備及び定期点検整備以外の車両の整備をいう。

（車両管理の根拠）

第3条 車両の管理については、道路運送車両法、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）の規定によるほか、この訓令の定めるところによる。

第2章 車両管理体制

（警務部長の任務）

第4条 警務部長は、県警察に属する全車両の管理の責に任じ、この訓令の実施について、各所属長に対し必要な指示連絡を行うものとする。

（所属長の任務）

第5条 所属長は、その所属に配置されている車両の管理の責に任ずるとともに部下職員を指導監督しなければならない。なお、専用する車両については、点検、使用及び保管の責に任ずるものとする。

2 本部警務課長（以下「警務課長」という。）、機動捜査隊長、運転免許センター長、交通機動隊長、高速道路警察隊長、機動隊長、秋田県警察学校長及び各警察署長にあつては、その使用の本拠地に道路運送車両法第50条に規定する車両が配置されている場合は、本部長の承認を受け、所属職員で道路運送車両法施行規則第31条の4に規定する資格を有する者のうちから、整備管理者を任命しなければならない。

3 整備管理者を選任する必要のない所属長（本部内課長及び所長を除く。）にあつては、所属職員のうちから整備管理責任者を任命しなければならない。

4 整備管理者及び整備管理責任者（以下「整備管理者等」という。）の任命は、秋田県警察職員の人事事務に関する訓令（昭和45年秋田県警察本部訓令第9号）第9条に規定する所属内人事異動発令簿に記載して行うものとする。

（次長等の任務）

第6条 次長等は、その所属に配置されている車両の管理、点検、使用及び保管について所属長を補佐するとともに整備管理者等又は運転者等を指導監督しなければならない。

（整備管理者等の任務）

第7条 整備管理者等は、その所属に配置されている車両の点検整備並びに車庫の管理に関する事項を処理するとともに、運転者等を指導教養しなければならない。

（車両取扱者の任務）

第8条 車両取扱者は、その担当する車両の点検整備に努めなければならない。

第3章 点検整備

（点検の種別）

第9条 車両点検の種別は、日常点検、定期点検及び随時点検とする。

（日常点検）

第10条 運転者等は、1日1回以上車両の運行の開始前に日常点検表（別記様式第1号）により、車両を点検するとともに酒気帯びの有無を確認しなければならない。

（定期点検）

第11条 整備管理者は、その所属に配置されている車両について、道路運送車両法第48条に規定する定期点検を計画的に実施しなければならない。

(随時点検)

第12条 整備管理者等及び運転者等は、随時、車両を点検しなければならない。

2 運転者等は、車両の運行が終了したときは、車両の点検を行い、その結果を整備管理者等に報告しなければならない。

(整備管理者等の業務)

第13条 整備管理者等は、次の各号に掲げる事項の処理について、所属長に対し責任を負うものとする。

(1) 日常点検を運転者等に確実に実施させること。

(2) 日常点検の結果に基づいて車両の運行の可否を決定し、運転者等に対して必要な指示をすること。

(3) 整備不良車両又は装置不良車両は、いかなる場合にも運行させないこと。

(4) 定期点検は、その実施計画を策定して実施すること。

(5) 随時点検を行って、車両の故障の発見に努めること。

(6) 日常点検、定期点検又は随時点検を実施した結果、車両を整備する必要があるときは、車両の整備計画を策定して実施すること。

(7) 車庫を適正に管理すること。

(整備の種別)

第14条 車両整備の種別は、車検整備、定期点検整備及び随時整備とする。

(整備計画)

第15条 所属長は、その所属に配置されている車両について、年間の整備計画を策定し、整備に努めなければならない。

2 整備計画の策定に当たっては、配当予算及び車両の機能又は故障の程度等を考慮して、有効適切に整備が行われるように努めなければならない。

(整備上の留意点)

第16条 車検整備、定期点検整備又は随時整備を行う場合に、その整備を道路運送車両法第78条に規定する自動車分解整備事業者に依頼して行うときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品（生産物及び差押えに係るものを除く。）の売払いについての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成11年秋田県告示第671号）に基づいて作成された「物品供給業者等登録名簿」に搭載され、かつ、信頼のおける自動車分解整備事業者を選定するとともに、整備管理者又は車両取扱者を当該車両の分解整備に努めて立ち会わせること。

(2) 車検整備については、道路運送車両法第61条に規定する当該車両の自動車検査証の有効期間満了前に実施すること。

(3) 整備が終了したときは、整備箇所を確認するとともに車両の機能を確実に点検した後検収すること。

(特異事項の報告)

第17条 整備管理者等は、車両に重大な故障若しくは損傷又は特異状態が生じたときは、すみやかに所属長に報告しなければならない。

(整備報告)

第18条 運転者等は、担当する車両に故障が生じたため整備する必要がある場合は、車両故障報告書（別記様式第2号）により、整備管理者等を経て所属長に報告しなければならない。

2 整備管理者等は、車両を整備しようとするときは、整備の理由、箇所、所要経費その他必要な事項を所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

(点検整備結果の記録)

第19条 整備管理者等は、車両の整備を行ったときは、その結果を別に定めるところにより、車両カード又は原動機付自転車カードに記載しなければならない。

2 定期点検又は定期点検整備を行ったときは、直ちに次に掲げる事項を定期点検整備記録簿に記載し、これをその記載の日から2年間保存しなければならない。

(1) 点検年月日

- (2) 点検の結果
- (3) 整備の概要
- (4) 整備完了した年月日

3 前項の場合において、自動車分解整備事業者が前項各号に掲げる事項について記載した書面を提出したときは、その書面をもって前項に規定する定期点検整備記録簿に代えるものとする。

(車両カード等の作成)

第20条 警務課長は、新たに県警察に属した車両（原動機付自転車を除く。）については、車両カード（別記様式第3号）を2部作成し、1部は警務課に備え付け、1部はすみやかに当該車両の配置先の所属長に送付しなければならない。

2 所属長は、原動機付自転車が配置されたときは、原動機付自転車カード（別記様式第4号）を2部作成し、1部はその所属に備え付け、1部はすみやかに警務課長に送付しなければならない。

3 所属長は、車両カード又は原動機付自転車カードを整理保管し、常に車両の状態の把握に努めなければならない。

(車両カード等の送付)

第21条 所属長は、その所属に配置されている車両が配置換えされたときは、その車両カード等を当該車両の配置先の所属長に送付しなければならない。

第4章 使用

(車両の統制)

第22条 警務部長は、警備実施、訓練その他警察活動上必要がある場合は、各所属に配置されている車両の全部又は一部について、使用を統制することができる。

(警察用車両の表示等)

第23条 警察用車両の表示及び塗装については、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、警察活動上支障のあるものについては、この限りでない。

- (1) 表示は、「秋田県警察」（黒字で両側面及び後面）、「POLICE」（白字に黄色の縁取りで両側面及び後面）及び本部長が定める識別標識とする。
- (2) 無線警ら車、交通取締用四輪車、交通事故処理車及び小型警ら車の塗装は、車体を白及び黒の2色とし、上部が白色、下部が黒色とする。
- (3) 交通取締用自動二輪車は、白色とする。

(各所属配置車両の使用)

第24条 各所属に配置されている車両の使用手続きについては、所属長が定めるものとする。

(使用上の留意事項)

第25条 車両の使用に当たっては、濫用をさけ、常に機能の確保及び燃料の節約に努めなければならない。

(鍵の保管)

第26条 車両の鍵の保管者は、次長等とする。ただし、これによりがたいときは、所属長が指名した者とする。

(燃料の受入)

第27条 運転者等は、車両の運行に必要な燃料を受けようとするときは、発注伝票により、本部にあっては会計課長、警察署にあっては署長に申し出なければならない。

(運転日誌)

第28条 運転者は、車両を使用したときは、その都度使用の状況及び酒気帯びの有無の確認結果を自動車運転日誌（別記様式第1号）に記録しなければならない。

2 前項における自動車運転日誌は、電磁的方法により記録することができるものとする。ただし、当該記録内容を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示できなければならない。

第5章 車庫

(車庫の管理)

第29条 所属長は、車庫の管理の責に任ずるとともに、部下職員を指揮監督しなければならない。

(火災盗難の予防等)

第30条 整備管理者等は、車庫における火災及び盗難の防止に努めなければならない。

2 車庫の洗車設備及び車庫備付工具等の維持及び適正な使用に努めなければならない。

(車両の格納)

第31条 車両は車庫に格納しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、車庫に格納できない場合は、雨雪損傷の防止、盗難の予防等について適当な措置を講じなければならない。

2 車庫内には不用な物品又は危険物を放置することなく、常に整理整頓に努め、車両の格納が完全にできるようにしなければならない。

第6章 監査

(車両の監査)

第32条 本部長は、次の各号に掲げる事項について、随時所属の監査を行うものとする。

(1) 車両管理の状況

(2) 燃料費及び修繕費の執行状況

(3) その他車両管理上必要と認める事項

2 本部長又は所属長は、車両の機能及び整備の状況を検査するため、別に定める車両点検要綱により、点検を行うものとする。

第7章 補則

(損傷の報告)

第33条 所属長は、車両を損傷（交通事故による損傷を除く。）したときは、すみやかに車両損傷報告書（別記様式第5号）により、警務部長に報告しなければならない。

(車両使用状況の報告)

第34条 所属長は、その所属に配置されている車両又は専用する車両の毎月の使用状況を翌月5日までに、車両使用状況報告書（別記様式第6号）により、警務部長に報告しなければならない。

2 所属長は、その所属に配置されている車両の年間整備状況を毎年4月20日までに年間整備状況報告書（別記様式第7号）により、警務部長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和42年10月1日から施行する。

(車両点検要綱の廃止)

2 車両点検要綱（昭和35年秋田県警察本部訓令第2号）は廃止する。

附 則（昭和44年10月20日本部訓令第12号）

この訓令は、昭和44年11月1日から施行する。

附 則（昭和45年8月1日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和45年8月1日から施行する。

附 則（昭和47年7月8日本部訓令第9号）

この訓令は、昭和47年7月8日から施行する。

附 則（昭和49年1月1日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（昭和52年11月10日本部訓令第12号）

この訓令は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月19日本部訓令第21号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年12月28日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則（昭和59年7月1日本部訓令第9号）

この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成5年8月9日本部訓令第8号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成5年9月1日から施行する。

附 則（平成7年7月7日本部訓令第11号）

この訓令は、平成7年7月10日から施行する。

附 則（平成9年3月21日本部訓令第7号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（令和４年３月４日本部訓令第２号）
この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

車 両 故 障 報 告 書

年 月 日

(所属長) 殿

運転者

印

次のとおり整備を必要とするから報告する。

車 名 番 号		事 由 発 生 年 月 日	年 月 日
整備工場名			
整備個所	摘 要		

注 摘要欄には、整備所要見込額を記入すること。

別記様式第 3 号 (第20条関係)

車 両 カ ー ド (新 規 取 得 原 票)

① 資 料 区 分	青 尼 色 紙	② 配 置 形 局	③ 映 画 号	年 月 日	年 月 日	年 月 日
④ 国 有 番 号	期 間 西 暦 一 番 号	⑤ 所 有 区 分	国 庫	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑥ 販 催 名	年 月 日	年 月 日	年 月 日	型 式	型 式 大 小 幅 面 数	幅 面 数
⑦ 配 置 形 番	年 月 日	年 月 日	年 月 日	販 回 庫 数	販 回 総 庫 数	幅 面 数
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	販 込 番 号	原 動 機 の 型 式	幅 面 数
⑧ 配 置 形 門	年 月 日	年 月 日	年 月 日	映 色	α	幅 面 数
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	映 色	α	映 射 タンク 容 量
⑨ 機 体 造 型	型 式	型 式	型 式	ボ ッ ク ス リ ー 脱 胎 及 び 容 量	1.8	ク イ ー ヲ サ イ ズ
⑩ 製 作 所 名	型 式	型 式	型 式	映 色	映 色	幅 面 数
⑪ 取 扱 車 造 業	人	⑫ 原 動 機 の 備 原	型 式	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑬ 総 括 式 量 又 は 走 給 出 力	人	⑭ 機 体 の 備 原	型 式	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑮ 販 回 方 式	1 2 5 9	⑯ 機 体 車 造 造	美 育 0 1	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑰ サ イ レ ン 機 別	1 2 5 9	⑱ 機 体 車 造 造	美 育 0 1	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑲ 機 体 機 造 業	美 育 0 1 2	⑳ 機 体 車 造 造	美 育 0 1 2	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉑ 機 体 機 造 業	美 育 0 1 2	㉒ 機 体 車 造 造	美 育 0 1 2	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉓ エ ン ジ ン 機 造 業	美 育 0 1 2	㉔ 機 体 車 造 造	美 育 0 1 2	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉕ 機 体 機 造 業	美 育 0 1 2	㉖ 機 体 車 造 造	美 育 0 1 2	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉗ 機 体 機 造 業	美 育 0 1 2	㉘ 機 体 車 造 造	美 育 0 1 2	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉙ 機 体 機 造 業	美 育 0 1 2	㉚ 機 体 車 造 造	美 育 0 1 2	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉛ 機 体 機 造 業	美 育 0 1 2	㉜ 機 体 車 造 造	美 育 0 1 2	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉝ 機 体 機 造 業	美 育 0 1 2	㉞ 機 体 車 造 造	美 育 0 1 2	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉟ 機 体 機 造 業	美 育 0 1 2	㊱ 機 体 車 造 造	美 育 0 1 2	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊲ 機 体 機 造 業	美 育 0 1 2	㊳ 機 体 車 造 造	美 育 0 1 2	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊴ 機 体 機 造 業	美 育 0 1 2	㊵ 機 体 車 造 造	美 育 0 1 2	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊶ 機 体 機 造 業	美 育 0 1 2	㊷ 機 体 車 造 造	美 育 0 1 2	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊸ 機 体 機 造 業	美 育 0 1 2	㊹ 機 体 車 造 造	美 育 0 1 2	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊺ 機 体 機 造 業	美 育 0 1 2	㊻ 機 体 車 造 造	美 育 0 1 2	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊼ 機 体 機 造 業	美 育 0 1 2	㊽ 機 体 車 造 造	美 育 0 1 2	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊾ 機 体 機 造 業	美 育 0 1 2	㊿ 機 体 車 造 造	美 育 0 1 2	年 月 日	年 月 日	年 月 日

[illegible]

別記様式第4号（第20条関係）

原 動 機 付 自 転 車 カ ー ド

所属名

年 月 日作成

登 録 番 号				
配 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
配 置 個 所	派出所 駐在所	派出所 駐在所	派出所 駐在所	
取 得 年 月 日	年 月 日	取 得 車 の 程 度		
取 得 原 因		取 得 先 (所有者)		
製 作 所 名		行 程 式 筒 数	行程×筒	
車 名		車 体 番 号		
年 式	年式	原 動 機 番 号		
型 式	型	燃 料 種 類		
排 気 量		タ イ ヤ ・ サ イ ズ		
年 度	年 間 走 行 キ ロ メ ー ト ル	年 間 整 備 概 要 月 部 位 と 程 度	車 の 程 度	摘 要

別記様式第5号（第33条関係）

車 両 損 傷 報 告 書 年 月 日 警務部長 殿 所 属 長	
1 国 有 県 有 の 別	
2 運 転 者 氏 名	
3 車 号 及 び 年 式	
4 損 傷 の 年 月 日 時	
5 破 損 の 程 度	
6 破 損 の 原 因	
7 その他参考事項	

別記様式第 6 号（第34条関係）

車両使用状況報告書

年 月 日
(月分)

警務部長 殿

所 属 長

区分 車両別	使用 日数	走行距離数			燃料消費量			整備 日数	期間 中主 な整備 箇所	今後整備 を要する 箇所	摘要
		前月 末走 行km	月末 の走 行km	その 月の 走行 km	ガ ソ リ ン	軽 油	モ ビ ー ル				

(注) 1 「車両別」の欄には、車両番号を記入すること。

2 「整備日数」には、1日のうちおおむね3時間以上の整備を要した場合は1日とし、それ以下の場合は使用日数として計算すること。

別記様式第7号（第34条関係）

年間整備状況報告書

年 月 日

警務部長 殿

所 属 長

車両 番号	年間 修繕 費	年間整備事項			主 な 整 備 内 容											配 置 期 間
		車 検 A	定 検 B	そ の 他 C	か じ 取 り A	制 動 B	走 行 C	緩 衝 D	動 力 達 E	電 気 F	原 動 機 G	公 害 H	灯 火 I	特 殊 J	そ の 他 K	
																月 日から 月 日まで
																月 日から 月 日まで

記載上の留意事項

- 「年間」とは、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年間途中で配置換えをした場合、配置期間中のものを記入すること。
- 「年間整備事項」は、「分類基準」によりそれぞれ該当欄に記入すること。
「その他」は、1回の整備費用がおおむね1万円以上（工賃を含む。）のものについて1回として計上する。
- 「主な整備内容」は、「主な整備内容分類」により、それぞれ該当欄に記入すること。
各項目A～Iまでの1回の整備費用はおおむね1万円以上を1回として計上し、「特殊J」、「その他K」は1回の整備費用5万円以上を各1回として計上する。
- 年間整備事項分類表

項 目	基 準
車 検 整 備 A	道路運送車両法第62条（継続検査）、第63条（臨時検査）及び第64条（分解整備検査）に伴う自動車の整備をいう。検査ごとに1回として計上する。
定 検 整 備 （定期点検） B	道路運送車両法第48条の法定定期点検に伴う自動車の整備をいう。点検ごとに1回として計上する。
そ の 他 C	上記以外の部品交換、各装置の修理、オイル交換、板金、塗装及びその他装備品の取付け等一般的な整備をいう。1回の整備の費用がおおむね1万円以上（工賃を含む。）のものについて整備ごとに1回として計上する。

主 な 整 備 内 容 分 類		
項 目	基	準
か じ 取 り A	道路運送車両法施行規則第82条の2の2の分解整備記録簿、自動車点検基準第4条の定期点検整備記録簿及び指定自動車整備記録簿の「かじ取り」の各項目について、分解の伴う交換、修理（×・△）記号が付されている件数を各1回として計上する。	
制 動 B	前記記録簿の「制動装置」の各項目について分解の伴う交換、修理（×・△）記号が付されている件数を各1回として計上する。	
走 行 C	前記記録簿の「走行装置」の各項目について分解の伴う交換、修理（×・△）記号が付されている件数を各1回として計上する。	
緩 衝 D	前記記録簿の「緩衝装置」の各項目について分解の伴う交換、修理（×・△）記号が付されている件数を各1回として計上する。	
動 力 伝 達 E	前記記録簿の「動力伝達装置」の各項目について分解の伴う交換、修理（×・△）記号が付されている件数を各1回として計上する。	
電 気 F	前記記録簿の「電気装置」の各項目について分解の伴う交換、修理（×・△）記号が付されている件数を各1回として計上する。	
原 動 機 G	前記記録簿の「原動機」の各項目について分解の伴う交換、修理（×・△）記号が付されている件数を各1回として計上する。	
公 害 H	前記記録簿の「ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置」の各項目について分解の伴う交換、修理（×・△）記号が付されている件数を各1回として計上する。	
灯 火 I	前記記録簿の「灯火装置等」の各項目について分解の伴う交換、修理（×・△）記号が付されている件数を各1回として計上する。	
特 殊 J	ボディの乗せ換え交換、板金、塗装等特殊な整備で、1回の整備に要する費用がおおむね5万円以上のものについて各1回として計上する。	
そ の 他 K	クーラー、エアコン、拡声器、その他オプション装備品の取付等及び上記いずれにも該当しない整備で1回の整備に要する経費がおおむね5万円以上のものについて各1回として計上する。	

（注）「年間整備事項」と「主な整備内容分類」の回数は一致しない。